

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	学校保健安全法による医療費援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市教育委員会は、学校保健安全法による医療費援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市教育委員会

公表日

令和5年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療費援助に関する事務
②事務の概要	<p>学校保健安全法の規定に基づき、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るとともに、学校感染症等に対応するため要保護・準要保護の児童生徒に対する医療費援助を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、学校保健安全法及び行政手続における特定個人情報を認識するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象疾病に罹患した要保護・準要保護の児童生徒の保護者に、治療勧奨書を交付・保護者から医療券交付願を受付・保護者へ医療券を交付・医療機関から医療券に対する医療費請求を受理・医療機関へ医療費支払を実施
③システムの名称	就学援助システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)就学援助特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の38の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 教育総務課
②所属長の役職名	教育委員会 教育総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会 教育総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地 0594-24-1236

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	I 関連情報5. 評価実施機関による担当部署②所属長	教育委員会 教育総務課長 山下 範昭	教育委員会 教育総務課長	事後	
平成30年8月31日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	平成27年 7月 1日	平成30年 3月31日	事後	
平成30年8月31日	IIしきい値判断項目2. 取扱者	平成27年 7月 1日	平成30年 3月31日	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	平成30年 3月31日	令和元年 6月17日	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目2. 取扱者	平成30年 3月31日	令和元年 6月17日	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	令和元年 6月17日	令和2年 6月10日	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目2. 取扱者	令和元年 6月17日	令和2年 6月10日	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の38の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の38の項	事後	
令和4年2月4日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	令和2年 6月10日	令和3年12月15日	事後	
令和4年2月4日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	令和2年 6月10日	令和3年12月15日	事後	
令和4年9月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	令和3年12月15日	令和4年6月14日	事後	
令和4年9月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	令和3年12月15日	令和4年6月14日	事後	
令和5年9月13日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	令和4年6月14日	令和5年6月9日	事後	
令和5年9月13日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	令和4年6月14日	令和5年6月9日	事後	